厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

届出病床数　243床

急性期一般入院料6　40床（本館3階　40床）

障害者施設等入院基本料15対1　50床（中央棟2階　50床）

療養病棟入院料1　109床（中央棟3階　49床、中央棟4階　60床）

回復期リハビリテーション病棟入院料2　44床（中央棟5階　44床）

※看護要員の対患者割合、看護要員の構成については、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

3. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、
意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4. 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で、医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合の、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 施設基準に係る届出について

（当院は中国四国厚生局に下記の届出を行っております。）

①入院時食事療養費・入院時生活療養費

入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）、食堂加算

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食　7:30、昼食　12:00、夕食　18:00以降）適温で提供しております。

②基本診療料

電子的診療情報連携体制整備加算3、電子的歯科診療情報連携体制整備加算2、初診料（歯科）の注1に掲げる基準、歯科外来診療医療安全対策加算1、歯科外来診療診療感染対策加算1、一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料、障害者施設等入院基本料、救急医療管理加算、診療録管理体制加算2、医師事務作業補助体制加算1、電子的診療情報連携体制整備加算2、特殊疾患入院施設管理加算、看護配置加算、看護補助加算、重症者等療養環境特別加算 、療養病棟療養環境加算1、療養病棟療養環境改善加算1、感染対策向上加算3、地域支援・医薬品供給対応体制加算1、データ提出加算、入退院支援加算、認知症ケア加算、せん妄ハイリスク患者ケア加算、排尿自立支援加算、回復期リハビリテーション病棟入院料2

③特掲診療料

がん性疼痛緩和指導管理料、外来排尿自立指導料、薬剤管理指導料 、検体検査管理加算（Ⅱ）、時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト、CT撮影及びMRI撮影、無菌製剤処理料 、脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、運動器リハビリテーション料（Ⅰ）、呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）、摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算2、歯科口腔リハビリテーション料2、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術、クラウン・ブリッジ維持管理料、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の注5、入院ベースアップ評価料（51）

6. 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料の15％が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15％は特定療養費（2,508円／日）として患者さんの負担となります。

光市立大和総合病院